

國船買上相成候ニ付承知致シ度儀有之候間
至急御答有之度候也

岩槁大藏少丞

平井外務少丞

遠藤大藏大丞殿

即日施行 ○

七年十月十二日

長官（蓋）

御用掛

（職）

（弄）

（同）

宮内省へ御答案

獨匠セエニベルケル並赤星研造帰朝御問合
之趣致承知候兩人共最早不日帰朝可相成存
候尤セエニベルケル儀ハ長崎近帰着候ハ
同所ニテ御雇被免候方御入費ニ相減シ可然

十二

書地官務局

欽ト存候此段旁申進候条尚御見込承知致度候也

蕃地事務局

御用掛

宮内大少丞

御中



臺灣蕃地へ

思召ヲ以被差遣候獨逸國医師ヒエニナルケル
及ヒ赤星研造儀帰朝候様申達方御取計相成度
昔九月五日附ヲ以御答及ヒ候ニ付テハ右兩人
儀最早不日帰朝可相成哉頃合之處承知致度此
段及御問合候也

七年十月十日

宮内少丞

蕃地事務局御中

蕃地事務局

七年十月十四日

長官（大隈）

御用掛

（榎）

（野）

（河路）

宮内省ヨリ別紙ノ通り回答有之候ニ付供回覽候也

藩地事務局

藩地事務局

蕃地事務局長

台湾へ被差遣有之候獨匠セエニベルケル儀長
寄マテ歸着候ハ、於同所御雇被免候方御入費
ニ相減可然哉ノ旨御抄合ノ趣致承知候右ハ御
局御見込ノ通ニテ異存魚之候条可然御取計有
之度此段申入候也

明治七年十月十三日

宮内卿徳大寺実則

蕃地事務局長大隈重信殿

蕃地事務局長

長崎支局

即刻施行



七年十月十四日

長官（復）

御用掛



支局へ御電報案

イシ、横濱イニ、エ、出帆モ五、ワ、ホニニ

ノツゴラニマカヒヨ

蕃地事務局

長崎支局

十二

蕃地事務局

御中

新地事務局

醫師ヒインベルグ長崎到着ヒハ雇トクベシト
御申越ニハ候得共其儀不條理ニテ出来間敷免
モ角モ横濱迄差出申候

十月十二日午前十時三十分發

長崎支局ヨリ

東京本局

新地事務局

長崎藩地事務局

十月十二日午前十時三十分發

第三百六十六号 官報 字數五十字

出 長崎藩地事務局

届 東京藩地事務局

イシ シエウンベルグ 長崎 イニ 到着 エ

ハ ヤトヒトクベシ 御申越候得共 タ一 ソノギ

フジヨラリ ニテ デキ マシグ ト

モカク 損 三 差出申候 マデ ト五

十月十四日 着技術方 多久正吉

藩地事務局

七年十月廿五日

施行



御用掛



宮内省へ御照會案

御省七等出仕赤星研造ヨリ別紙之通歸京ノ
儀届出候處定而御省へ七届出候儀卜存候就
而八正院御届ノ儀御省ニ於而御取計相成候
哉又當局ヨリ差出候様可致哉否御回答有之

度候也

蕃地事務局

宮内大少丞

御中

記



臺灣蕃地ヨリ昨二十四日セーベル氏同行
ニテ横濱ニ着午后八時帰宅仕候ニ付今日出務
可仕ノ處依病氣出務難致候間此段御届申上候
也

宮内省七等出仕

七年十月二十五日

赤星研造



臺灣蕃地事務局

御中

奉地事務局

七年十月二十八日

長官 (長)

御用掛

(録)

(其)

(野口)

(河)

宮内省七等出仕赤星研造并同省雇獨逸医師也
ンベルゲル。帰朝届之儀ニ付別紙之通申越候
間供御一覽候也

奉地事務局

蕃地事務局

當省七等出仕赤星研造臺灣蕃地ヨリ帰京之儀
正院工御届ノ義ハ於當省取計候哉御回合之趣
致承知候右ハ研造ヨリハ帰京ノ旨直ニ正院へ
可届出答ニ候得共セーンベルゲル帰朝被命候
次第ハ當省ヨリ正院工別紙寫之通御届致候此
段及御回答候也

七年十月二十七日

宮内少丞

蕃地事務局御中

十二

蕃地事務局

追テ研造ヨリハ既ニ正院へ届書差出候趣ニ
候也

蕃地事務局

當省備獨乙医師セインベルゲル帰着御届
當省雇獨乙國セインベルゲル并當省七等出仕
赤星研造義先般以来臺灣蕃地工被差遣居候處
帰朝候様被 仰出候ニ付其旨申達候處兩人共
去二十四日帰京候旨申出候此段御届致候也

明治七年十月二十七日

宮内卿徳大寺實則

太政大臣三條實美殿

蕃地事務局

蕃地事務局

即日施行

七年十月十二日

長官

御用掛

職神

字

河

内務省へ御回答案

長崎縣下肥前國彼杵郡長崎村小島郷元大徳寺朱印地當時梅ヶ崎社境内地之内へ於蕃地戦没之者埋葬致度旨支局ヨリ同縣廳へ掛合ニ付同縣窺書相添御照會之趣致承知候右ハ

十三

蕃地事務局